

4文庁第485号
令和4年4月28日

関係団体各位

文化庁次長

杉浦久弘

(公印省略)

「著作権法の一部を改正する法律」等の一部の施行（令和4年5月1日施行関係）について（通知）

「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）に関しては、『「著作権法の一部を改正する法律」等の公布及び一部の施行（令和4年1月1日施行関係）について（通知）』（令和3年12月24日付け3文庁第2037号文化庁次長通知）において、令和4年1月1日から施行される規定の趣旨及び概要等について通知していましたが、この度、「国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信」等の改正事項が令和4年5月1日から施行されることとなりました。

これに関連して、「著作権法施行令の一部を改正する政令」（令和4年政令第185号）及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第19号）が令和4年4月27日に公布され、令和4年5月1日から施行されることとなっています。

これらの規定の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

なお、「各図書館等による図書館資料の公衆送信」については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっており、追って別途通知することを予定しておりますので、申し添えます。

1 国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信

国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信について、次の措置を講ずることとした。

(1) 国立国会図書館から送信を受けた図書館等で可能とする行為（新法第31条第3項第1号、第2号関係）

自動公衆送信される絶版等資料を受信した図書館等において、利用者の求めに応じ、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信される当該著作物の複製物を作成・提供することを認める改正前の規定を第1号として規定したこと。（新法第31条第3項第1号関係）

その上で、図書館等は、①図書館資料を一般公衆の利用に供することによって、国民の情報アクセスを確保するといった公共的奉仕機能を有していること、②設置主体が非営利法人に限定されていること、③司書等の著作権法に関する知識を有する職員の配置が求められていること、から公益的観点から広く公の伝達を認めることが望ましく、かつ、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することができるものと評価される。このため、図書館等においては、非営利・無料を条件として公の伝達を行うことを可能とすることとしたこと。（新法第31条第3項第2号関係）

(2) 国立国会図書館から個人への絶版等資料の送信（新法第31条第4項から第7項まで、新令第1条の5、新規則第2条の3、第2条の4関係）

ア データのダウンロード防止等の送信形態の限定（新法第31条第4項、新規則第2条の3、第2条の4関係）

改正前の規定では、国立国会図書館から他の図書館等に送信され、当該図書館等に来館した利用者のみが閲覧し、コピーを得ることが可能とされていた絶版等資料を、国立国会図書館が一定の要件の下で、直接各家庭等に対しても自動公衆送信を行うことができることとしたこと。

また、送信先を各家庭等にまで拡大することで、図書館等の管理が一切及ばない中で多数の国民が簡易に大量のデータを閲覧することが可能となることから、受信者が当該データを不正に拡散させるなどの違法行為がまん延し、権利者の利益が不当に害されることがないように、データのダウンロードを防止する技術的措置を講ずるとともに、サービス利用者の氏名、連絡先に加え、住所を登録・管理

することとしたこと。（新法第31条第4項、新規則第2条の4関係）

データのダウンロードを防止する技術的措置については、次のいずれかの措置を講ずることとしたこと。（新規則第2条の3関係）

- ① 国立国会図書館において特定絶版等資料に係る著作物等のダウンロードをするための送信元識別符号（リンク）等の提供を行わないこと
- ② 著作物等のデータに利用者ID等の情報を表示し、かつ、プリントアウト時にその旨を示すこと

イ 受信側で可能とする行為（新法第31条第5項、新令第1条の5関係）

改正前の規定では、利用者の求めに応じ、自動公衆送信される絶版等資料に係る著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することが認められており、これと同等の行為として、自動公衆送信される当該著作物を受信者が自ら利用するために必要と認められる限度において複製することを認める旨を規定することとしたこと。（新法第31条第5項第1号関係）

また、受信者が個々に家庭内等で閲覧する場合と同程度の私的な利用の範囲内にとどまる場合や、それ以外の場合であっても、図書館等と同様の公共的性質を有する施設において、権利者の利益に配慮した形での対応を継続的かつ責任を持って実施することが可能であると認められる場合には、自動公衆送信された隣外著作物を受信装置を用いて公に伝達することを認めることとしたこと。（新法第31条第5項第2号関係）

その際、公の伝達における表示の大きさが個人的に又は家庭内で閲覧する場合の表示の大きさと同等の大きさか否かによって場面が区別されることになることから、表示の大きさは、映像面の対角線のうちいずれか長い方の長さが254センチメートル（100インチ）としたこと。（新令第1条の5関係）

ウ 特定絶版等資料の定義（新法第31条第6項、第7項関係）

国立国会図書館からの送信時点で一般市場において入手困難な資料は、国民の情報アクセスを保障する観点で、少なくとも図書館等においては閲覧を可能とする必要があるが、今回の改正によって家庭等への自動公衆送信を可能とすることとすれば、将来的な復刻版の需要を奪い、権利者に不利益を与えるおそれが高くなるため、第31条第2項により記録媒体に記録（デジタル化）された著作物に係る絶版等資料から復刻する蓋然性が高いものを除くこととしたこと。

具体的には、①第31条第2項により記録媒体に記録（デジタル化）されている絶版等資料であって、②著作権者や出版権者等から3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いこと（近々一般市場で流通する予定であること）の申出

があり、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを確認した資料を除外したものを送信対象資料とすること。（新法第31条第6項関係）

なお、著作権者や出版権者等による上記②の申出は、当該申出に係る資料が当該申し出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて国立国会図書館の館長に行うこと。（新法第31条第7項関係）

2 その他の規定の整備

今般の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【添付資料】

- 別添 1 著作権法の一部を改正する法律（概要）
- 別添 2 著作権法の一部を改正する法律（説明資料）
- 別添 3 令和3年著作権法改正に伴う政省令改正の概要
- 別添 4 著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）条文
- 別添 5 著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）新旧対照表
- 別添 6 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第185号）条文
- 別添 7 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第185号）新旧対照表
- 別添 8 著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第19号）条文
- 別添 9 著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和4年政令第184号）

【参考ウェブサイト】

○文化庁ウェブサイト（改正法関連資料、解説等）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111（内線2775）
--